

千葉県読書バリアフリー推進計画（案）概要（たたき台）

計画策定の目的

- ・読書バリアフリー法（令和元年6月施行）に基づき、国の基本計画を勘案し、本県の実情を踏まえて策定
- ・障害の有無にかかわらず全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針として策定する

計画の期間

令和4年度からおおむね5年

千葉県における現状

県内の身体障害者等の状況、県内図書館（県立・市町村・千葉点字図書館等）の取組状況

課題

- ・市町村図書館等では取り組みに差があり、図書館設置や、障害者サービスの充実が必要
- ・障害者向けのサービスや資料等の情報が、必要とする当事者に届くよう、更に周知・普及の取組が必要
- ・学校では、公立図書館からの資料提供など連携体制の充実が必要
- ・アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上及び、これを担う製作人材の確保が必要

基本的な方針

アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
 アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

アクセシブル：利用しやすい
 アクセシブルな書籍：点字図書、拡大図書等
 アクセシブルな電子書籍：デジタル形式の録音図書、音声読み上げ対応の電子書籍等

読書バリアフリーに係る目標 ※読書バリアフリー法に基づく5つの施策に関する指標と、市町村の計画策定支援を目標に設定

施策の方向性と取組 ※5つの施策について、基本的考え方と取組を記載

- ・全ての図書館でアクセシブルな書籍等の収集・貸出の充実と、障害者サービスの周知・普及
- ・県立図書館は、貸出や職員研修等を通じ、市町村や学校図書館のサービスの充実を支援
- ・県教育委員会は、視覚障害者等の図書館の利用を促進するため、関係者会議を設置
- ・各学校は、公立図書館からのアクセシブルな書籍の借り受け等、利活用体制を整備
- ・国立国会図書館・サピエ図書館の活用促進、オンライン対面朗読等のネットサービスの充実
- ・県立図書館・点字図書館は、端末情報機器の利用方法や情報の入手方法等に関する講座、購入に関する相談事業等で障害者等のIT利用を支援
- ・県立図書館及び点字図書館は、点訳・音訳書籍の製作人材の育成を図るため、各種講座を充実

サピエ図書館：視覚障害者等に対し、点字、録音図書データ等を提供するネットワーク

用語集

参考資料（読書バリアフリー法／県立図書館・点字図書館利用案内／連絡先／さまざまな読書の手段）